

鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領の一部改正

鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領（平成14年5月22日付管第472号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1～3 略</p> <p>4 工事費内訳書に記載すべき事項 工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 工事費の内訳 工事費の内訳は、当該工事に係る閲覧用設計書の各項目に対応するものとし、その項目ごとの単位、数量及び金額を、少なくとも次の項目について表示するものとする。</p> <p>ア 土木系工事（土木工事積算基準によるもの） 閲覧用設計書の本工事費内訳書及び明細表に記載されているものうち、工事区分・工種・種別・細別に対応するもの及び労務費等（<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に規定する材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条に規定する法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金をいう。）以下同じ。</u>）</p> <p>イ 建築・設備系工事（建築積算基準によるもの） 閲覧用設計書の種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書に記載されているものうち、種目・科目・中科目に対応するもの及び労務費等</p> <p>ウ 略</p> <p>5 提出方法等 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 工事費内訳書を提出しない入札参加者及び(1)又は(2)により提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 積算内訳が積算区分（工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。）ごとに記載されていないもの<u>又は労務費等の記載がないもの</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>6 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 工事費内訳書に記載すべき事項 工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名及び代表者（支店長等）の印鑑</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 工事費の内訳 工事費の内訳は、当該工事に係る閲覧用設計書の各項目に対応するものとし、その項目ごとの単位、数量及び金額を、少なくとも次の項目について表示するものとする。</p> <p>ア 土木系工事（土木工事積算基準によるもの） 閲覧用設計書の本工事費内訳書及び明細表に記載されているものうち、工事区分・工種・種別・細別に対応するもの</p> <p>イ 建築・設備系工事（建築積算基準によるもの） 閲覧用設計書の種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書に記載されているものうち、種目・科目・中科目に対応するもの</p> <p>ウ 略</p> <p>5 提出方法等 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 工事費内訳書を提出しない入札参加者及び(1)又は(2)により提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 積算内訳が積算区分（工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。）ごとに記載されていないもの</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>6 略</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1～3 略</p> <p><u>4 材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、市場単価方式、標準単価方式を活用している工事等では、以下のとおり記載すること。</u></p> <p><u>① 全てを計上できない場合にあつては、「算出不可」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載すること。</u></p> <p><u>② 一部のみ計上できない場合にあつては、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載すること。</u></p> <p><u>5 法定福利費については、概算金額を記載すること。</u></p>	<p>(注) 1～3 略</p>

附 則

- 1 この改正は、令和8年5月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用する。
- 2 改正後の5（4）イの規定については、令和8年9月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用し、同日前に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行った建設工事の入札については、なお従前の例による。